

二十三 花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十四 燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十五 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十六 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

おもちゃ、人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十七 写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十二 花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十三 燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十四 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十五 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

おもちゃ、人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十六 写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十八 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十九 たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

三十 建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

三十一 宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

三十二 愛玩動物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十七 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十八 たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十九 建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

三十 宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

三十一 愛玩動物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 [略]

備考 [略]

附則
(施行期日)
1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

環境大臣 中川 雅治

○環境省令第二十九号
土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条及び土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百六十九号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年十二月二十七日）
土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令
土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査） 第一条 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情が
改正前	（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査） 第一条 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情が

あると認められるときは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第九条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。

一 三（略）

2（略）

2（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）

第三条（略）

2（略）

一（略）

二 法第四条第三項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合
当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三（略）

3 5 6（略）

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例）

第五条 調査実施者は、法第四条第三項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

（土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）

第二十五条の二 法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五（略）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令）

第二十七条 法第四条第三項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二 法第四条第三項の規定による報告を行うべき期限

（要措置区域の指定の公示）

第三十二条 法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の要措置区域（同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定

あると認められるときは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第八条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。

一 三（略）

2（略）

2（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）

第三条（略）

2（略）

一（略）

二 法第四条第二項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合
当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三（略）

3 5 6（略）

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例）

第五条 調査実施者は、法第四条第二項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

（新設）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五（略）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令）

第二十七条 法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二 法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限

（要措置区域の指定の公示）

第三十二条 法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の要措置区域（同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定

する指示措置をいう。(法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等(法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。)を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一(三) (略)

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(台帳)

第五十八条 (略)

2 法第六条第一項の規定により要措置区域が指定された場合、又は法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域が指定された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域又は形質変更時要届出区域に係る前項の帳簿及び図面を調製するものとする。

3 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等(法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。)の全部又は一部の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を台帳から削除し、法第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域(以下「指定解除要措置区域」という。又は法第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域(以下「指定解除形質変更時要届出区域」という。)に係る第一項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域、形質変更時要届出区域、指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管しなければならない。

5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。

一(十二) (略)

6 指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域(以下「指定解除要措置区域等」という。)に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第十二号までの事項
- 二 要措置区域等の指定が解除された年月日
- 三 要措置区域等の指定が解除された理由となつた汚染の除去等の措置
- 四 要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあつては、その旨

する指示措置をいう。(法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等(法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。)を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一(三) (略)

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(台帳)

第五十八条 (略)

2 前項の帳簿及び図面は、要措置区域等(法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。)ごとに調製するものとする。

(新設)

3 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域に関するものは、形質変更時要届出区域に関するものと区別して保管しなければならない。

4 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。

一(十二) (略)

(新設)

<p>7 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>8 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第三号までの図面</p> <p>二 指定解除要措置区域等の範囲を明示した図面</p> <p>9 (略)</p>	<p>5 第一項の図面は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 6 1 (略)</p> <p>法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から削除しなければならない。</p>
--	---

<p>附則</p> <p>この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。</p> <p>○環境省令第三十号</p> <p>土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号)第一条の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第二十八条の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、土壤汚染処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成二十九年十二月二十七日</p> <p>汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令</p> <p>汚染土壤処理業に関する省令(平成二十二年環境省令第十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p>	<p>改 正 後</p> <p>改 正 前</p>
---	---------------------------

<p>(汚染土壤処理業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第二十二条第二項の申請書(以下「申請書」という)の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七条第一項の許可証の写し</p> <p>七 十三 (略)</p> <p>十四 申請者が法第二十二条第三項第二号イからトまでに該当しないものであることを誓約する書類</p> <p>十五 申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員住民票の写し。第十四条第二項第十四号及び第十六条第二項第十二号において同じ。)</p> <p>十六 申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ホに規定する役員住民票の写し</p> <p>十七 申請者に土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という)第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し</p> <p>十八 二十一 (略)</p> <p>二十二 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴って生じ、排出口(これらの施設において生ずる第四条第一号又(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律</p>	<p>(汚染土壤処理業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第二十二条第二項の申請書(以下「申請書」という)の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し</p> <p>七 十三 (略)</p> <p>十四 申請者が法第二十二条第三項第二号イからハまでに該当しないものであることを誓約する書類</p> <p>(新設)</p> <p>十五 申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員住民票の写し</p> <p>(新設)</p> <p>十六 十九 (略)</p> <p>二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴って生じ、排出口(これらの施設において生ずる第四条第一号又(1)から(6)までに掲げる物質、土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号及び第五条第十六号ロにおいて「令</p>
---	--

環境大臣 中川 雅治